

電波遮へい対策事業の概要

1 目的

高速道路等のトンネル及び地下街といった閉塞区域や、人工的な構造物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにする等、電波の適正な利用を確保します。

2 事業の概要

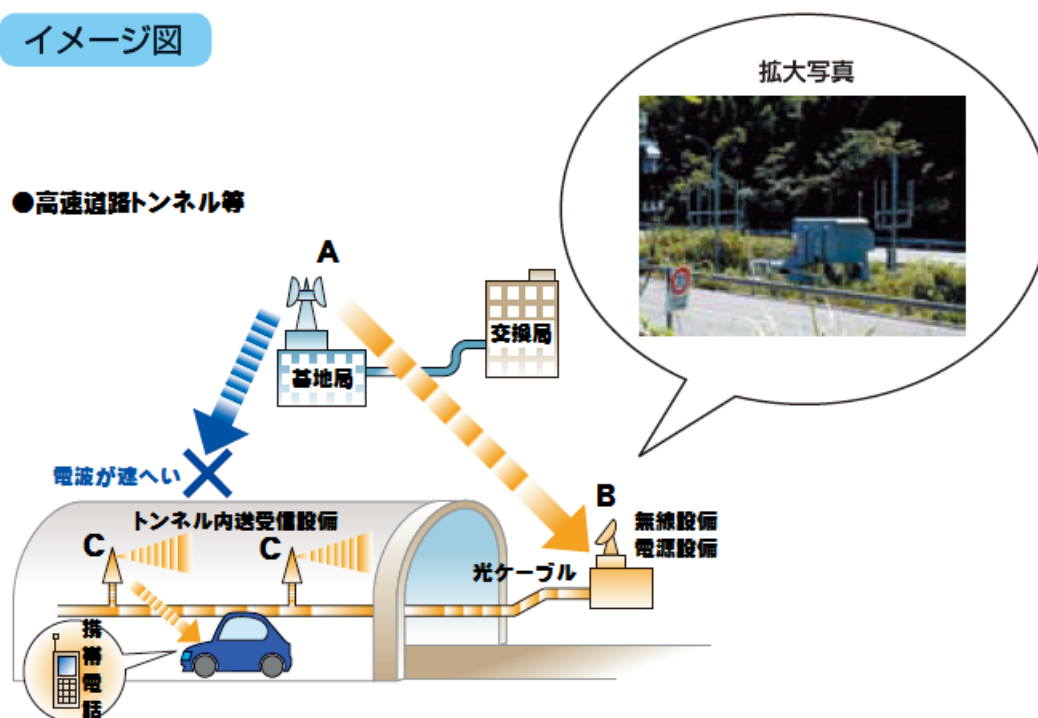
高速道路等のトンネル又は地下街等の閉塞地域において、移動通信中継施設の整備を行う一般社団法人に対して、国がその設置費用の一部を補助します。

- (1) 事業主体 一般社団法人等
- (2) 対象地域 高速道路等のトンネル、地下街・地下駐車場等の閉塞地域
- (3) 対象施設 移動通信基地局用施設(局舎、ケーブル、無線設備等)
- (4) 補助率

国 1 / 2	一般社団法人等 1 / 2
---------	---------------

(例) 吹き込み方式の場合

イメージ図



注:無線局Aと無線局Cとの間の電波が遮へいされるため、無線局Bを設置することにより代替する伝送路を開設。